

(参考)

■公害紛争処理法 抜粋

(昭和四十五年六月一日法律第百八号) 最終改正：平成一五年八月一日法律第一三八号

(調停案の公表)

第三十四条の二 調停委員会は、前条第一項の規定による勧告をした場合において、相当と認めるときは、第三十七条の規定にかかわらず、理由を付して、当該調停案を公表することができる。

■各種マーク制度

□Gマーク制度（貨物自動車運送事業安全性評価事業）

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関である社団法人全日本トラック協会が、トラック運送事業者の交通安全対策などへの事業所単位での取り組みを評価し、一定の基準をクリアした事業所を認定する貨物自動車運送事業安全性評価事業を実施。貨物自動車運送事業安全性評価事業は、利用者がより安全性の高い事業者を選びやすくするとともに、事業者全体の安全性の向上に対する意識を高めるための環境整備を図るため、事業者の安全性を正當に評価し、認定し、公表する制度。

(法令違反等の有無による審査基準の有無)

○違反等の状況を審査

国土交通省から提供される対象期間の事故及び行政処分（累積点数）の実績（点数制）。過去3年間に、有責となる第一当事者の事故がある場合は認定されない。

(認定後の経年審査（更新等）の有無)

○有効期間2年間（更新）

□プライバシーマーク制度

事業者が個人情報の取扱いを適切に行う体制等を整備していることを認定し、その証として“プライバシーマーク”の使用を認める制度で、目的は次のとおり

- ・消費者の目に見えるプライバシーマークで示すことによって、個人情報の保護に関する消費者の意識の向上を図ること
- ・適切な個人情報の取扱いを推進することによって、消費者の個人情報の保護意識の高まりにこたえ、社会的な信用を得るためのインセンティブを事業者に与えること

(法令違反等の有無による審査基準の有無)

○違反等の状況を審査

申請の日前2年以内に個人情報の取り扱いにおいて個人情報の外部への漏洩
その他情報主体の利益の侵害を行った事業者

(認定後の経年審査（更新等）の有無)

○有効期間2年間（更新）

□エコ・ファースト制度

企業の環境保全に関する業界のトップランナーとしての取組を促進していくため、企業が環境大臣に対し、地球温暖化対策、廃棄物・リサイクル対策など、自らの環境保全に関する取組を約束する制度

(法令違反等の有無による審査基準の有無)

○認定企業の約束達成に向けた取組が不十分であると認められたとき。

○認定企業に重大な法令違反又は公序良俗違反が認められたとき。

(認定後の経年審査（更新等）の有無)

○有効期間5年間（更新）